



令和4年(ネ)第287号 大垣警察市民監視国家賠償、個人情報抹消請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 三輪唯夫ほか3名

被控訴人兼控訴人 岐阜県

被控訴人 国

答 弁 書

令和4年8月19日

名古屋高等裁判所民事第2部De係 御中

被控訴人国指定代理人

〒460-8513 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号

名古屋法務局訟務部(送達場所)

(電話 052-952-8137)

(FAX 052-968-2128)

部 付 長 尾 武 明

上 席 訟 務 官 長 尾 正 樹

訟 務 官 高 橋 一 悦

〒100-8974 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁警備局警備企画課

課 長 補 佐 宮 城 卓 志

課 長 補 佐 高 橋 賢 二

係 長 嶺 翔 士

警察庁長官官房人事課

課長補佐 埴 貴昌
係長 栗野 将彰

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 被控訴人国に対する本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用のうち、控訴人兼被控訴人（一審原告）らと被控訴人国との間においては、控訴人兼被控訴人（一審原告）らの負担とするとの判決を求める。

第2 被控訴人国の主張

- 1 被控訴人国の事実上及び法律上の主張は、原審の口頭弁論において主張したとおりであり、控訴人兼被控訴人（一審原告）ら（以下「一審原告ら」という。）の被控訴人国に対する訴えを却下した原判決は正当である。
- 2 一審原告らは、2022（令和4）年4月26日付け控訴理由書（以下「一審原告ら控訴理由書」という。）において、原判決の法解釈及び事実認定を論難するものの、それらは原審における主張の繰り返しか、あるいは独自の見解を述べるものにすぎず、失当である。

したがって、一審原告らの被控訴人国に対する本件控訴は理由がなく、速やかに棄却されるべきものであるが、被控訴人国は、以下、一審原告ら控訴理由書における主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語の表記は、本書面において新たに定義するほか、原判決に定義のあるものは原判決の例により、原判決に定義のないものは原審における被控訴人（一審被告）国の準備書面の例により、原審において被控訴人（一審被告）国が提出した準備書面を、「原審被告国第1準備書面」のように表記する。

第3 控訴理由に対する反論

- 1 抹消請求の対象は特定されていないこと
 - (1) 一審原告らは、原判決が「原告らは、警察庁及び岐阜県警等が、原告らに関し収集し、保有した一切の情報の抹消を求めているが、警察庁及び岐阜県

警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない」(原判決40ページ)と判示したことについて、2019(令和元)年4月1日付け訴状訂正申立書(訴状訂正申立書2)別紙物件目録2において、例えば「原告三輪唯夫の、株式会社シーテックが大垣市上石津町に計画している「ウインドパーク南伊吹風力発電事業」への関与に関する個人情報」といった形で、主体及び対象・場所・事業名等を明示し、他義の容れようがない程度に特定しているから、作為の対象は特定できている旨を主張する(一審原告ら控訴理由書29及び30ページ)。

(2) しかしながら、原判決における「警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない(傍点は引用者による。)」(原判決40ページ)との判示部分は、訴状訂正申立書2別紙物件目録2の記載内容が、単に具体性を欠いているということだけをもって抹消の対象となる情報が特定されていないと判断したものではない。

すなわち、これまで被控訴人国が主張してきたとおり、一審原告らは、抹消の対象となる個別の情報を警察庁が保有していることについて具体的な立証をすることなく、さらに、当該情報の種類、性質、収集方法、保有の根拠や必要性、保有の態様などを問うことなく、一審原告らに関する一切の情報の抹消を求めていることから(原審被告国第5準備書面3ページ及び原審被告国第3準備書面2ページ)、原判決において「警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない以上、(中略)被告らに対し求める作為の内容が特定されているということとはできない。」(原判決40ページ)と判示されているのである。

(3) したがって、この点に関する一審原告らの主張は、原判決を正解しないまま、単に情報の内容の記載ぶりが具体的であるから作為の対象は特定できていると主張しているにすぎず、失当であるといわざるを得ない。

2 一審原告らが引用する判例等は原判決の判断を左右するものではないこと

(1) 一審原告らが引用する最高裁判例について

一審原告らは、いわゆる横田基地騒音公害訴訟（最高裁平成5年2月25日第一小法廷判決・集民167号下359ページ）を引用した上で、原判決が「作為の対象が一義的に明確に特定される必要がある。」（原判決40ページ）と判示した趣旨が請求の特定に過度な具体性を要求するものであるならば、民事訴訟法の解釈適用を誤った違法があるなどと主張する（一審原告ら控訴理由書30及び31ページ）。

しかしながら、上記最高裁判例は、例えば、公害や生活妨害の差止めの場合に特定の作為の禁止あるいは侵害の結果発生を防止すべき特定の作為の実施を求めることなく、単に一定の侵害の結果を発生させることの禁止を求める請求のような、いわゆる抽象的不作為請求における請求の特定性につき判示したものであり（松浦馨ほか・条解民事訴訟法〔第2版〕755ページ）、本訴のように情報の抹消という具体的な作為を求める場合における請求の特定の程度について判断したものではない。

したがって、上記最高裁判例を引用した上で、本訴における抹消の対象となる情報は特定できているとする一審原告らの主張は失当である。

(2) 個人情報の訂正請求に係る制度について

一審原告らは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律28条1項2号（ただし、同法律は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い廃止されており、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に統合されている（令和4年4月1日施行）。）や岐阜県個人情報保護条例21条1項3号が規定する個人情報の訂正請求における個人情報の特定については、実施機関において訂正する箇所を判別できればそれで足りるといった規定ぶりであることを挙げて、個人情報の抹消を請求する本訴においても、個人情報の特定の程度に過度な具体性までをも要求するべきではないと主張する（一審原告

ら控訴理由書31ページ)。

しかしながら、一審原告らが引用する個人情報の訂正請求に係る制度においては、訂正の対象が既に行政機関により開示された自己を本人とする個人情報に限定されており(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和3年法律第37号による廃止前のもの)27条1項各号、個人情報の保護に関する法律90条1項各号、岐阜県個人情報保護条例20条1項)、行政機関が保有する情報を明確に特定できるのであって、そもそも警察庁及び岐阜県警等が保有する情報自体の特定性が争点である本訴とは前提が大きく異なるものであるから、同制度の規定ぶりを引用し、対象の特定に過度な具体性を要求するものではないとする一審原告らの主張は、独自の見解を述べるものにすぎず、失当である。

(3) 小括

以上のとおり、一審原告らが引用する最高裁判例及び法令は、いずれも本訴とは前提を異にするものであり、原判決の判断を左右するものでないことは明らかである。

3 一審原告らは結局のところ「一切の情報」の抹消を求めていること

一審原告らは、単に「一切の情報」の抹消を求めているわけではなく、情報内容の程度に応じて3分類にし、個人情報の内容を特定しているにもかかわらず、このような項目分けに一切触れることなく、個別の個人情報の検討はおろか項目ごとの検討すらせずに、一審原告らが「一切の情報の抹消を求めている」とした原判決には、重大な事実誤認があり、事実整理としてあまりにも不適切などと主張する(一審原告ら控訴理由書34及び35ページ)。

この点に関する一審原告らの主張の趣旨は必ずしも明らかではないが、抹消の対象となる情報について、その主体や情報の特徴等により、どれだけ細かく分類したところで、抹消を求める情報として「一審原告に関するその他一切の個人情報」と明示しているのであるから(一審原告ら控訴状別紙物件目録2の

1 (3)ほか)、結局のところ、「一切の情報」の抹消を求めていることに何ら変わりはない。なお、一審原告らは、抹消請求に係る控訴理由のまとめとして、「原告らに関する一切の個人情報の抹消を命ずる判決を出すべきである。」(一審原告ら控訴理由書35ページ)と主張していることも付言しておく。

したがって、一審原告らが「一切の情報の抹消を求めている」とした原判決の判断には重大な事実誤認があるなどと論難する主張は失当というほかない。

第4 結語

以上のとおり、一審原告ら控訴理由書における被控訴人国に対する主張はいずれも失当であり、一審原告らの被控訴人国に対する本件控訴に理由がないことは明らかであるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上

ファクシミリ送信書

(発信日) 令和4年8月19日

(受信者) (〒503-0906)

岐阜県大垣市室町二丁目25番地

弁護士法人ぎふコラボ 西濃法律事務所

弁護士 山田秀樹 様

TEL 0584-81-5105

FAX 0584-74-8613

(発信者) (〒460-8513)

名古屋市中区三の丸二丁目2番1号

名古屋法務局訟務部

訟務官 高橋一悦

TEL 052-952-8137

FAX 052-968-2128

下記事件について下記の書類を送付します。

※ お手数でも受信確認のため本書下欄(受領書欄)に必要事項を記入、押印の上、本書を発信者宛て送信願います。

※ 受領書面又は本書を裁判所にも送信願います。

事 件	当事者	控訴人兼被控訴人	三輪唯夫ほか3名
		被控訴人兼控訴人	岐阜県
		被控訴人	国
事 件 番 号	名古屋高等裁判所	令和4年(ネ)第287号	
	事件名	大垣警察市民監視国家賠償、個人情報抹消請求控訴事件	
送 付 書 類	<input type="checkbox"/> 準備書面	(令和 年 月 日付け)	枚
	<input checked="" type="checkbox"/> 答弁書	(令和4年8月19日付け)	7枚
	<input type="checkbox"/> 証拠説明書	(令和 年 月 日付け)	枚
	<input type="checkbox"/> 証拠申出書	(令和 年 月 日付け)	枚
	<input type="checkbox"/> 書証の写し	(乙第 号証ないし第 号証)	枚
	<input type="checkbox"/> 訴訟代理権消滅通知書	(令和 年 月 日付け)	枚

- ・ 名古屋高等裁判所民事第2部De係 御中 FAX 052-211-0433
- ・ 名古屋法務局訟務部 高橋一悦 宛て FAX 052-968-2128

受領書

上記の書面を受領しました。

(受領年月日)

令和4年8月19日

(受領者氏名・印)

控訴人訴訟代理人 弁護士 山田秀樹

